

豊前市農業委員会議事録



- 1 招集日時 平成 30年 1月 10日 14時00分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について



議案第 5号 非農地証明の承認について

議案第 6号 空き屋に付随した農地の指定について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数	12名
出席	10名
欠席	2名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	欠	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畠中 安生	出	9番	山本 一彦	出
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	出
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	出

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸

係長 湯越 恵子

仲野 彰信

開会の宣言

事務局 只今から平成30年1月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は7番柏木伸夫委員と、8番寺光正博委員にお願いします。会議書記は事務局職員の湯越さんにお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は6件でございます。6件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から6を、議案書をもとに朗読」全6件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1及び2について説明いたします。

通り番1及び2について、譲渡人の[]と譲渡人の[][]は遠い親戚関係にあります。[]が所有の農地は[]の宅地の入り口にあり、[]が所有の農地は墓地の横にあります。お互いに無償で農地を交換することです。特に問題も無く、間違はありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番1及び2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

6番委員発言 通り番3について説明いたします。

通り番3について、譲渡人の[]は高齢で耕作管理が出来ないとのことで、近所に居住する譲受人の[]が購入するものです。場所は春日神社の東側になります。特に問題も無く、間違はありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4につ

いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 通り番4について説明いたします。

譲渡人の [REDACTED] は耕作管理が出来ないので近所を耕作している譲受人の [REDACTED] が購入するものです。場所は三楽池の西側の農地です。特に問題も無く、間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

議長

議案第1号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

3番委員発言 通り番5について説明いたします。

譲渡人の [REDACTED] の農地を購入し、譲受人の [REDACTED] [REDACTED] が、 [REDACTED] が行う事業の為に取得するものです。場所は豊前病院の前の農地です。特に問題も無く、間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

議長

議案第1号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので、通り番6について、地元委員の説明をお願いします。

通り番6

10番委員発言 通り番6について説明いたします。

譲渡人の [REDACTED] は吉富町に在住ですが耕作管理が出来ないとのことで譲受人の [REDACTED] に贈与するものです。場所は [REDACTED] の宅地に隣接している農地です。 [REDACTED] は家庭菜園をすることです。特に問題も無く、間違ひありませんので宜しくご審議お願いします。

議長

議案第1号の通り番6について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長

何かございませんか。無いようでございますので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から6は原案通り可決してよろしいですか。

全員

異議なし

議長

全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1

から6について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

「議案第2号、許可申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

11番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、申請人の[]が共同住宅を建築するものです。場所は前田小児科に隣接する市道を海側に100m進んだ付近の農地です。都市計画用途地域であるため、特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、通り番1は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第2号、許可申請通り番1について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

「議案第3号、許可申請の通り番1から5を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第3号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人の[]は[]に在住です。農地等を管理できないとのことで、譲受人の[]が購入し、自己住宅を新築し、家庭菜園を行うとのことです。特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。

地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

11番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、場所は市道八屋133号線と都市計画道路上町沓川池線が交差した場所です。譲渡人の[REDACTED]の農地を譲受人[REDACTED]が購入し、道路用地として利用するものです。都市計画用途地域であり、特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 無いようでございますので、通り番3について、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

11番委員発言 許可申請の通り番3について説明いたします。
通り番3について、譲渡人の[REDACTED]の農地を譲受人[REDACTED]が購入し、駐車場及び倉庫の[REDACTED]を建設するものです。場所は赤熊の自由市場跡地の奥で、焼肉店に隣接する農地です。都市計画用途地域でありますので、特段問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番4について、地元委員の説明をお願いします。

通り番4

6番委員発言 許可申請の通り番4について説明いたします。
通り番4について、譲渡人[REDACTED]の農地を譲受人[REDACTED]が購入し建売住宅を2棟建設するものです。場所は恒富の交差点から300m南の農地です。汚水は合併浄化槽を利用します。資料も添付されていますので特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番4について、地元委員の説明が終わりました。
地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番5について、地元委員の説明をお願いします。

通り番5

9番委員発言 許可申請の通り番5について説明いたします。

通り番5について、譲渡人の[REDACTED]の農地を譲受人の[REDACTED]が購入するものです。[REDACTED]と[REDACTED]は親族関係にあり、今回のこの農地を購入し自己住宅を新築するものです。場所は上原池の北西にある農地です。関係書類も添付されていますので特に問題ないと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第3号の通り番5について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から5は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案とおり可決することにいたします。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第4号については原案とおり可決することにいたします。

議長 続いて、議案第5号 非農地証明交付申請の承認について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明交付申請は2件でございます。

「議案第5号、非農地証明交付申請の通り番1及び2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第5号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1、2

3番委員発言 交付申請の通り番1及び2について説明いたします。

通り番1及び2について、1月5日の審査会の後に、有吉委員と私、それと事務局の加来局長と湯越係長と4人で現地の確認を行いました

た。地目は田となってますが、2件とも農地法5条の転用許可を受け、住宅を新築するため土地造成まで終わっていました。しかし事業未完了のまま20年以上経っており農地としての復元は困難であります。周辺の農地に特に影響はなく非農地として特段問題ないものと思われます。間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第5号の通り番1及び2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第5号非農地証明交付申請の承認について、通り番1及び2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第5号、非農地証明交付申請の承認について、原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第6号 空き家バンクに付随した農地の指定申請について、事務局より朗読と説明をお願いいたします。

事務局 空き家バンクに付随した農地の指定申請は1件でございます。
「議案第6号、空き家バンクに付随した農地の指定申請の通り番1を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第6号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いいたします。

通り番1

8番委員発言 指定申請通り番1について説明いたします。

通り番1について、場所は大河内のお茶工場の上の家であります。
[REDACTED]の生家で現在空き家であり、空き家バンクに登録しています。付随する農地等については相続登記が出来ておらず、本人には手続きをするようにお願いしています。

局長 空き家バンクに付随した農地の指定申請は初めてのことですが、この農地はまだ相続が完了しておらず、今後農地法3条の手続きをするにあたり所有権移転が出来ない為、今回の案件は却下とさせていただきたい。なお添付書類については登記事項証明書を添付していただくことで確認しようと思います。

議長 登記事項証明書で相続完了が確認できます。

8番委員発言 この空き家の関係者で相続できる土地の面積は全部で1922m²あるが、今回提出された面積は622m²であるので、出来るなら一括して残らないようにしてもらいたい。

議長 ほかに何かございませんか。無いようでございますので議案第6号空き家バンクに付随した農地の指定申請について、審議の結果否決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第6号空き家バンクに付隨した農地の指定申請について、審議の結果否決といたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもって1月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時40分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成30年1月22日

議長 松本亮己 

7番委員 犬木伸夫 

8番委員 寺光正博 

